

# 契約管財局不動産鑑定業者登録 資格審査申請要領 (令和3・4・5年度)

定期受付	募集期間	令和3年1月18日(月) から 令和3年2月26日(金) まで
	申請及び提出書類 受付期間	令和3年1月18日(月) から 令和3年2月26日(金) まで 午前9時から午後5時30分まで ※ 土・日・祝日など閉庁日を除きます。
	承認日	令和3年4月1日
	資格有効期間	令和3年4月1日 から 令和6年3月31日 まで(3年間)

随時受付	募集期間	令和3年4月1日(木) から 令和5年12月28日(木) まで
	申請及び提出書類 受付期間	毎月 午前9時から午後5時30分まで ※ 土・日・祝日など閉庁日を除きます。
	承認日	申請及び提出書類の受理月(すべてが揃った時点)の翌々月の第1開庁日
	資格有効期間	承認日 から 令和6年3月31日 まで

※本登録における鑑定評価業務(対象不動産の現地調査、鑑定評価書、意見書作成など)については、業務委託(請負)契約を締結し業務を実施していただきます。

- この要領には、大阪市契約管財局の不動産鑑定評価業務を受託するための不動産鑑定業者登録資格審査の申請に必要な事項が記載されています。  
申請にあたっては必ずこの要領をお読みください。
- 申請は、新規の方、継続の方に関わらず必要書類を作成し、証明書類等を添えて指定された方法により大阪市契約管財局管財部に提出が必要となります。  
なお、大阪市入札参加有資格者名簿(物品・委託)に登録のある方は、提出書類の緩和(書面での提出を不要としています。)を行っています。
- この申請等で収集された情報は、大阪市個人情報保護条例に従い大阪市の不動産鑑定業者登録資格審査事務並びに契約事務においてのみ利用されますが、他の官公庁から照会があれば情報提供することがあります。また、大阪市情報公開条例に基づきその全部又は一部を公開することがあります。

※大阪市契約管財局契約部が実施している入札参加資格審査申請の登録ではありませんのでご注意ください。

**大阪市契約管財局管財部**

# 目 次

1	資格要件	2 ページ
2	誓約事項	2 ページ
3	申請から承認までの流れ	3 ページ
4	提出書類（一覧）	4 ページ
5	申請手続き	5 ページ
6	鑑定評価業務対応可否登録	7 ページ
7	業務（受託）実績	8 ページ
8	承認	9 ページ
9	注意事項	9 ページ
	帳票見本	10 ページ
	申請者基本情報（入力例）	11 ページ
	不動産鑑定士有資格者情報（入力例）	12 ページ
	鑑定評価業務対応可否登録（入力例）	13 ページ
	業務実績（入力例）	14 ページ
	不動産鑑定業者登録申請書（記載例）	15 ページ
	使用印鑑届（記載例）	16 ページ
	参考資料（算定基準（不動産鑑定報酬））	17 ページ
	よくある質問と回答	19 ページ
	申請についてのお問い合わせ	20 ページ

## 1 資格要件

申請するには次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 現に不動産鑑定業者登録（国土交通省大臣登録又は都道府県知事登録）を受けている業者であること。
- (2) 現に不動産の鑑定評価を行っていること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 大阪府税に係る徴収金を完納していること。（ただし、大阪府税の納税義務を有する者に限る）
- (5) 大阪市税に係る徴収金を完納していること。（ただし、大阪市税の納税義務を有する者に限る）
- (6) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号及び大阪市暴力団排除条例施行規則第3条に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

## 2 誓約事項

申請するには次の要件を誓約いただく必要があります。

申請時に、次の事項に同意いただけるかどうかの確認を行います。  
同意いただけない場合は、申請はできません。

誓約事項	内 容
誓約事項1	大阪市税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項2	大阪府税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項3	消費税及び地方消費税を完納しています。
誓約事項4	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に掲げる措置要件に該当する行為を行いません。 また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による措置を受けた場合は、同要綱に基づく公表がされることを承諾します。
誓約事項5	鑑定評価業務（対象不動産の現地調査、鑑定評価書、意見書作成など）については、業務委託（請負）契約を締結し業務を実施します。
誓約事項6	不動産鑑定業者登録のために提出した情報を、大阪市契約管財局以外の所属の契約事務や他の官公庁から照会があれば情報提供されることを承諾します。

### 3 申請から承認までの流れ

	定期受付	随時受付
申請及び提出書類 受付期間	令和3年1月18日（月） から 令和3年2月26日（金） まで 午前9時から午後5時30分まで ※土・日・祝日など閉庁日を除きます。	毎月（令和3年4月から令和5年12月 まで） 午前9時から午後5時30分まで ※土・日・祝日など閉庁日を除きます。
承認日	令和3年4月1日	申請及び提出書類の受理月（すべてが 揃った時点）の翌々月の第1開庁日
資格有効期間	令和3年4月1日から 令和6年3月31日 まで（3年間）	承認日 から 令和6年3月31日 まで

#### ステップ1 準備

この申請要領をよくお読みいただき、登録における内容を十分理解した上、申請の手続きを行ってください。

#### ステップ2 申請書類作成

大阪市ホームページ上から、申請に必要な書類をダウンロードし作成を行ってください。  
大阪市トップページ > 産業・ビジネス > 入札契約情報 > 各局等入札契約情報 > 契約管財局 > [入札・契約のお知らせ](#) > 契約管財局不動産鑑定業者登録申請について

#### ステップ3 電子メール でデータ送付

作成したファイルすべてを電子メールにてデータ送信してください。  
提出は、エクセル形式で提出してください。  
提出が不要なシートがあっても削除しないでください。

提出先のMailアドレス

[kantei-touroku@city.osaka.lg.jp](mailto:kantei-touroku@city.osaka.lg.jp)

#### ステップ4 書面書類送付（該当者のみ）

入札参加有資格者名簿（物品・委託）に  
登録がある方

提出は不要

#### 左記以外の方

4 提出書類（一覧）に掲げる提出書類番号7～12をいずれかの方法で、書面にて提出してください。

◆書留等の送付履歴がわかるもので送付

または

◆当局の窓口まで持参

#### 完了

申請は完了です。

#### 資格審査

当局で資格審査を行います。

#### 承認

電子メールで承認のお知らせを送付させていただきます。  
（承認月の前月末ごろ）

#### 4 提出書類（一覧）

取得方法	書類番号	書類名	提出の要否			提出形式	Excel ファイル	説明
			入札参加有資格者 名簿（物品・委託）					
			登録あり	登録なし 法人 個人				
大阪市ホームページ上からダウンロード	1	申請者基本情報	○	○	○	電子(Excel)	①	申請者の情報を入力してください。 本店が遠隔地である等の理由により受任者を設ける場合は、支店長、営業所長又はこれに準ずる地位以上の方（支配人）に限ります。 入力情報は、一部、書類番号2～8に連携されます。
	2	不動産鑑定士有資格者情報	○	○	○	電子(Excel)	②	本市と契約を結ぶ事務所に勤務する鑑定士の報告をしてください。
	3	鑑定評価業務対応可否登録	○	○	○	電子(Excel)	③	登録に関しては、p.7「6 鑑定評価業務対応可否登録」を参照してください。
	4	業務実績（大阪市24区）	○	○	○	電子(Excel)	④	平成30年1月1日～令和2年12月31日の鑑定実績を報告してください。
	5	業務実績（他市）	○	○	○	電子(Excel)	⑤	平成30年1月1日～令和2年12月31日の鑑定実績を報告してください。
	6	不動産鑑定業者登録申請書	○	○	○	電子(Excel)	⑥	申請に必要な誓約を行っていただきます。
	7	提出書類確認表	—	○	○	書面	⑦	チェックリストで必要書類を確認し、提出書類の一番上に添付してください。
	8	使用印鑑届	—	○	○	書面	⑧	契約締結等に使用する印鑑を届けるものです。 また、受任者を設けている場合は、受任者に権限を委任する届けを兼ねています。 使用印は法人名のみのもは不可。 又、受任者の役職名が事実と合致しない印は不可。
行政機関から取り寄せ	9	印鑑証明書または印鑑登録証明書	—	○	○	書面（原本）		法人の場合は、法務局発行の印鑑証明書 個人の場合は、市区町村発行の本人の印鑑登録証明書 申請日より3か月以内に発行されたもの
	10	登録証明書	—	○	○	書面（写し可）		国土交通省大臣登録又は都道府県知事登録により不動産鑑定業者として登録されていることを証明する書面（有効期限内のもの）
	11	消費税及び地方消費税の納税証明書	—	○	○	書面（写し可）		税務署発行の未納の税額がないことを示す証明書 （「その3」の様式又は法人の場合は「その3の3」、個人の場合は「その3の2」の様式でも可） 申請日より3か月以内に発行されたもの
	12	法人の登記簿謄本又は登記事項証明書	—	○	—	書面（写し可）		申請日より3か月以内に発行されたもの

※提出の要否欄の○、—については、○：提出要、—：提出不要

## 5 申請手続き

提出する書類は、大阪市ホームページ上からダウンロード及び行政機関から取り寄せを行ってください。

申請においては、下記の作成方法を参考にし、電子データ及び該当の方は書面の提出を行ってください。

<ダウンロード先>

大阪市トップページ > 産業・ビジネス > 入札契約情報 > 各局等入札契約情報 > 契約管財局 > [入札・契約のお知らせ](#) > 契約管財局不動産鑑定業者登録申請について

<必要となるファイル>

令和3・4・5年度 契約管財局不動産鑑定業者登録申請書類【**商号または名称に変更してください。**】

### ■ダウンロードファイルの作成

次の順番に沿って、Excel データの作成及び書面の出力（該当者のみ）を行ってください。

順番	作業内容	説明				
1	ファイル名の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダウンロード時のファイル名の【】内を称号または名称に変更してください。</li> </ul>				
		<table border="1"> <tr> <td>ダウンロード時ファイル名</td> <td>令和3・4・5年度 契約管財局不動産鑑定業者登録申請書類【<b>商号または名称に変更してください。</b>】</td> </tr> <tr> <td>変更後ファイル名</td> <td>&lt;例&gt; 令和3・4・5年度 契約管財局不動産鑑定業者登録申請書類【<b>株式会社 ○○不動産鑑定</b>】</td> </tr> </table>	ダウンロード時ファイル名	令和3・4・5年度 契約管財局不動産鑑定業者登録申請書類【 <b>商号または名称に変更してください。</b> 】	変更後ファイル名	<例> 令和3・4・5年度 契約管財局不動産鑑定業者登録申請書類【 <b>株式会社 ○○不動産鑑定</b> 】
		ダウンロード時ファイル名	令和3・4・5年度 契約管財局不動産鑑定業者登録申請書類【 <b>商号または名称に変更してください。</b> 】			
変更後ファイル名	<例> 令和3・4・5年度 契約管財局不動産鑑定業者登録申請書類【 <b>株式会社 ○○不動産鑑定</b> 】					
2	シート名：①～⑤作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>シート名①～⑤の作成を行うことで、申請に必要な提出書類番号1～8の作成が行えます。</li> </ul>				
3	書面の出力	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;入札参加有資格者名簿（物品・委託）に登録がある方&gt;</li> <li>・提出不要</li> </ul>				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;入札参加有資格者名簿（物品・委託）に登録がない方&gt;</li> <li>・シート名：⑦、⑧、宛名ラベルをプリントアウトしてください。</li> </ul>				
注意事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・Excel 2007 以降のバージョンにより、ウイルス対策 ソフトが起動しているパソコンでの作成を行ってください。</li> <li>・データを集計するため、Excel の列や行の追加・削除は行わないでください。</li> <li>・提出が不要なシート（シート名：⑦、⑧、宛名ラベル）があっても削除しないでください。</li> </ul>				

■電子データを電子メールにて提出（すべての方）

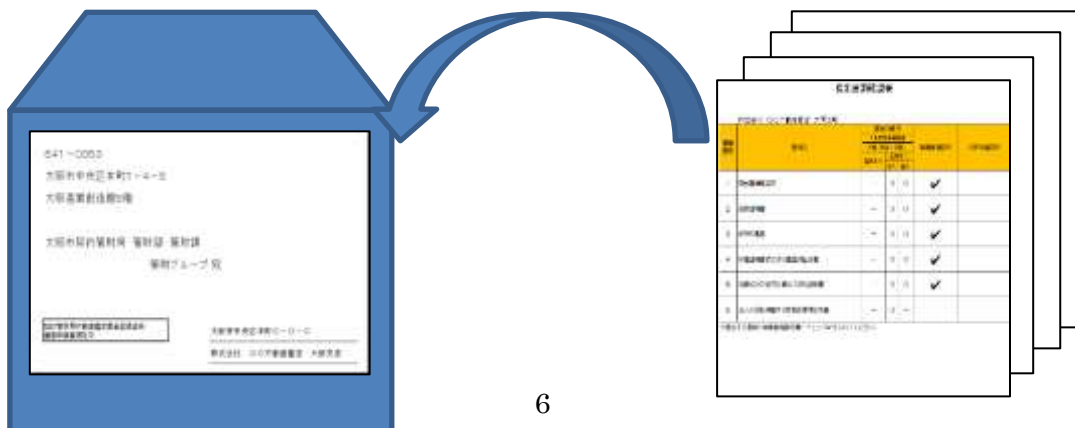
次の順番に沿って、電子データを電子メールにて提出してください。

提出先のMailアドレス	<a href="mailto:kantei-touroku@city.osaka.lg.jp">kantei-touroku@city.osaka.lg.jp</a>
--------------	--

順番	作業内容	説明				
1	作成したExcelファイルの添付	<p>・ダウンロード時のファイル名の【】内が称号または名称に変更されているかを確認のうえ、電子メールに添付を行ってください。            （提出が不要なシート（シート名：⑦、⑧、宛名ラベル）があっても削除しないでください。）</p> <p>【参考】</p> <table border="1"> <tr> <td>ダウンロード時ファイル名</td> <td>令和3・4・5年度 契約管財局不動産鑑定業者登録申請書類【<b>商号または名称に変更してください。</b>】</td> </tr> <tr> <td>変更後ファイル名</td> <td>&lt;例&gt; 令和3・4・5年度 契約管財局不動産鑑定業者登録申請書類【<b>株式会社 ○○不動産鑑定</b>】</td> </tr> </table>	ダウンロード時ファイル名	令和3・4・5年度 契約管財局不動産鑑定業者登録申請書類【 <b>商号または名称に変更してください。</b> 】	変更後ファイル名	<例> 令和3・4・5年度 契約管財局不動産鑑定業者登録申請書類【 <b>株式会社 ○○不動産鑑定</b> 】
ダウンロード時ファイル名	令和3・4・5年度 契約管財局不動産鑑定業者登録申請書類【 <b>商号または名称に変更してください。</b> 】					
変更後ファイル名	<例> 令和3・4・5年度 契約管財局不動産鑑定業者登録申請書類【 <b>株式会社 ○○不動産鑑定</b> 】					
2	メールの件名の作成	・件名は、Excelファイルのファイル名と同一にしてください。				
3	メールの本文の作成	・本文には必ず担当者名と連絡先を記載し、連絡事項以外は記載しないでください。				
4	メールの送信	・上記記載の提出先のMailアドレスに送信してください。				
その他		・データ送信後に入力誤りが判明した場合は、担当（20ページを参照してください。）まで連絡してください。				

■書面の提出（入札参加有資格者名簿（物品・委託）に登録がない方）

- ・ 4 提出書類（一覧）に掲げる提出書類番号7～12を番号順に並べて、提出書類確認表の申請者確認欄に✓を入れて、書留等の送付履歴がわかるもので送付（書類到着状況は、追跡サービス等で各自確認してください。）または、契約管財局管財部に提出してください。
- ・ 提出書類は、A4用紙（縦型）により印刷してください。また、提出にあたっては、ダウンロードしたファイル内にある「宛名ラベル」を封筒（角形2号）に貼付してください。
- ・ 書類を提出する前に必ず控えを取っておいてください。（後日、提出書類の審査を行った際、訂正等を連絡する場合があります。）
- ・ なお、書類提出後の修正があった場合は、再度書類を提出していただくことがあります。



## 6 鑑定評価業務対応可否登録（今回の申請より新たに登録が必要となりました。）

大阪市契約管財局が発注する鑑定評価業務（対象不動産の現地調査、鑑定評価書、意見書作成など）において、下記のA、Bの項目の登録状況に応じて業者選定の参考とするため、登録を行ってください。

<p>不動産を取得や処分する場合の評価にあたっては、下記の評価基準に則った鑑定評価を求めることとなります。当該案件発注時において、業者選定の対象とするか否かの参考としますので、登録を行ってください。（対応可の場合は、○を選択し、対応不可の場合は、×を選択）</p>			
<b>区分</b>		<b>処分等（売却・貸付など）</b>	<b>取得等（買収・借入など）</b>
A	評価	不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価	公共用地の取得に伴う損失補償基準並びに同細則（土地評価事務処理要領等）に則った鑑定評価
	求める価格又は賃料の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 正常価格</li> <li>◆ 限定価格</li> <li>◆ 区分地上権の正常価格</li> <li>◆ 新規賃料、継続賃料</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 更地としての正常価格（原則）</li> <li>◆ 区分地上権の正常価格</li> <li>◆ 新規賃料、継続賃料</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
	求める評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 標準地比準評価法（取引事例比較法）</li> <li>◆ 収益還元法</li> <li>◆ 原価法</li> <li>◆ 開発法</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 標準地比準評価法（原則）（取引事例比較法）</li> <li>◆ 収益還元法（原則参考として求める）</li> <li>◆ 原価法（原則参考として求める）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
対応の可否		○か×	○か×
<p>本市の調査で減価要因となる下記事項が確認されている場合、鑑定評価業務の中で、費用（減価率）算定を行っていただく必要があります。また、その算定した内容の説明ができる資料を求めています。（なお、業務委託料は、本市が定めた算定基準（不動産鑑定報酬）の鑑定評価額及び類型等に応じて決定するため、この算定を受託者が外部に依頼し費用が発生した場合でも個別対応を行っていません。）</p> <p>こうしたことから、予め対応の可否を登録いただくことで、当該案件発注時において、業者選定の対象とするか否かの参考としますので、登録を行ってください。（算定の有無に関わらず対応可の場合は、○を選択し、対応不可の場合は、×を選択）</p>			
B	減価を考慮した評価	<p>■ 土壤汚染対策費用(減価率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市が実施した指定調査機関による土壤汚染調査の結果、汚染が判明し形質変更時要届出区域に指定されている場合の覆土等費用の算定</li> </ul>	<p>■ 建物解体撤去等費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物及び工作物等を現状有姿で売却する際に本市が調査・準備した建物図面等を提示した場合の撤去等にかかる費用の算定</li> <li>・ 本市が実施した目視及び建物図面によるアスベスト調査や、専門機関によるアスベスト含有調査の結果を提示した場合の撤去等にかかる費用の算定</li> </ul>
		<p>■ 地下埋設物撤去等費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市が解体した建物の残存基礎がわかる図面を提示した場合や、地中埋設物調査等の専門会社による調査結果から、埋設量等を提示した場合の撤去等費用の算定</li> <li>・ 本市が行った埋蔵文化財試掘調査において、本掘調査が必要であると判断された土地について、本掘調査にかかる概算費用を示した場合の費用の算定</li> </ul>	
対応の可否		○か×	○か×



## 7 業務（受託）実績

大阪市契約管財局が発注する鑑定評価業務（対象不動産の現地調査、鑑定評価書、意見書作成など）において、業者選定の参考とするため、大阪市 24 区及び大阪府下の他市の鑑定実績の「有」「無」と「有」の場合は、受託実績内容を届出てください。

また、評価年ごと（2018 年・2019 年・2020 年）に作成してください。なお、同一行政区内や同一市町村において複数の実績がある場合は、代表的な受託実績を 1 つ選び届出を行ってください。

### ■不動産鑑定評価の業務実績（大阪市 24 区）

評価年	評価期間
2018 年	2018 年 1 月 1 日～2018 年 12 月 31 日
2019 年	2019 年 1 月 1 日～2019 年 12 月 31 日
2020 年	2020 年 1 月 1 日～2020 年 12 月 31 日

行政区	実績の有無	評価土地所在地番等	業務受託内容	評価年	評価時点
大阪市北区	○	地価公示 10 地点	1：地価公示の案件	20XX 年	20xx 年 1 月 1 日
大阪市都島区	×			20XX 年	.....
大阪市西成区	×			20XX 年	

実績の有無をリストから選択  
有の場合は、「○」  
無の場合は、「×」

業務受託内容をリストから選択

- 1：地価公示の案件
- 2：相続税路線価の案件
- 3：地価調査の案件
- 4：固定資産税のための不動産評価の案件
- 5：大阪市契約管財局の路線価設定（標準地評価）の案件
- 6：大阪市契約管財局の路線価設定を除く案件
- 7：大阪市契約管財局以外の局からの案件
- 8：裁判所、国税局、大阪市以外の地方自治体の案件
- 9：外郭団体や民間等の案件（上記以外）

### ■不動産鑑定評価の業務実績（他市）

市町村	実績の有無	評価土地所在地番等	業務受託内容	評価年	評価時点
堺市				20XX 年	...
岸和田市				20XX 年	...
千早赤阪村				20XX 年	

## 8 承認

---





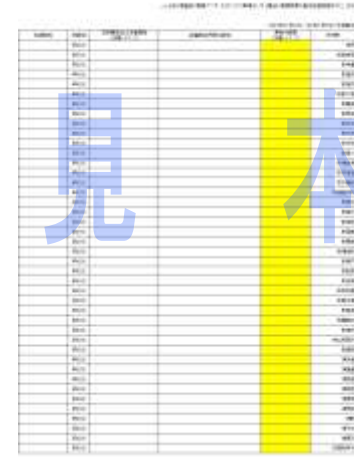




- ・ 大阪市で入力内容および提出書類の審査の結果、承認となる場合は、登録メールアドレスあて承認のお知らせを送付いたします。
- ・ 承認通知書等の書面は発行しませんので、ご了承ください。

## 9 注意事項

---

- (1) 申請内容（提出書類を含む）の重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事項について申告しなかった場合には、資格の承認を受けられず、また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがありますので十分注意してください。
- (2) 指定様式以外のもので使用した場合は、申請が無効となることがありますので十分注意してください。
- (3) 申請内容に不明な点等があった場合は、担当者より電話等で連絡する場合がありますので、申請内容については必ず控えを取っておいてください。
- (4) 承認後、登録内容に変更（「名称」「所在地」「電話番号」「FAX 番号」「メールアドレス」「代表者名（役職）」「受任者名（役職）」など）が生じた場合は、変更届の提出が必要となります。
- (5) 鑑定評価業務対応可否登録を変更する場合は、担当まで連絡してください。

帳票見本 ※ダウンロードファイル（Excel）から出力できます。

<p>1 申請者基本情報</p> 	<p>2 不動産鑑定士有資格者情報</p> 	<p>3 鑑定評価業務対応可否登録</p> 
<p>4 業務実績（大阪市 24 区）</p> 	<p>5 業務実績（他市）</p> 	<p>6 不動産鑑定業者登録申請書</p> 
<p>7 提出書類確認表</p> 	<p>8 使用印鑑届</p> 	<p>宛名ラベル</p> 

申請者基本情報 (入力例)

説明事項を参考に入力欄(黄色のセル)の入力を行ってください。  
※誤りや漏れがあった場合は再提出をお願いすることがあります。

申請者基本情報

次の1~25の項目について、説明事項を参考に入力欄の入力を行ってください。

項目	入力欄
<b>■申請区分</b>	
1 申請区分	1:継続申請
<b>■申請者基本情報</b>	
2 郵便番号	541 - 0053
3 住所または事務所所在地	27:大阪府 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館3階
4 商号または名特	株式会社 ○○不動産
5 (フリガナ)	カブシキガイシャ ○○フドウサンカンテイ
6 代表者役職名及び氏名	代表取締役 ○○ ○○
7 (フリガナ)	ダイヒョウトリシヤリヤク ○○
8 電話番号	06 - 6484 - XXXX
9 FAX番号	06 - 6484 - XXXX
10 会社設立年月日	平成 年 月 日
<b>■不動産鑑定業者登録情報</b>	
12 登録区分	27:大阪府知事
13 登録番号	( XX ) 第 XXXXX 号
14 直近登録年月日	平成 年 月 日
15 初回業者登録年月日	平成 年 月 日
<b>■大阪市入札参加有資格者名簿登録情報(登録がある方のみ)</b>	
16 承認番号	
<b>■受任者登録情報(受任者を登録する方のみ入力)</b>	
17 郵便番号	541 - XXXX
18 住所または事務所所在地	27:大阪府 大阪市中央区本町0-0-0
19 商号または名特	株式会社 ○○不動産 大阪支店
20 (フリガナ)	支店長 ○○ ○○
21 受任者役職名及び氏名	シテンチョウ ○○ ○○
22 電話番号	06 - 6484 - XXXX
23 FAX番号	06 - 6484 - XXXX
<b>■登録Mailアドレス(承認の通知、今回の申請に関する案内などを届けます。)</b>	
24 登録Mailアドレス	abcd1234XXX@city.osaka.lg.jp

説明事項	
リフト選択	■最終申請または新規申請をリフトから選択してください。 →継続して登録する方は、最終申請 ※登録がない方、以前に登録していたが後に登録がない方は、新規申請
半角数字入力	■郵便番号を半角数字で入力してください。 →例)541-00XX
リフト選択	■都道府県をリフトから選択してください。
全角文字入力	■都道府県以下を全角文字で入力してください。 →例)大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館3階
全角文字入力	■商号または名称を全角文字で入力してください。 →例)株式会社 ○○不動産 →例)○○不動産鑑定事務所
全角文字入力	■商号または名称のフリガナを全角文字で入力してください。 →例)カブシキガイシャ ○○フドウサンカンテイ →例)○○フドウサンカンテイリムシヨ
全角文字入力	■代表者役職名及び氏名を全角文字で入力してください。 →例)代表取締役 ○○ ○○ →例)代表者 ○○ ○○ →例)○○ ○○
全角文字入力	■代表者役職名及び氏名のフリガナを全角文字で入力してください。 →例)ダイヒョウトリシヤリヤク ○○○○ ○○○ →例)ダイヒョウシヤ ○○○○ ○○○○
半角数字入力	■電話番号を半角数字で入力してください。 →例)06-6484-XXXX
半角数字入力	■FAX番号を半角数字で入力してください。 →例)06-6484-XXXX
文字数字入力	■事務所の新設年月日を入力してください。 →例)昭和0年0月0日 →例)平成0年0月0日
リフト選択	■国土交通大臣登録または○○知事登録をリフトから選択してください。
半角数字入力	■登録番号を半角数字で入力してください。
文字数字入力	■登録年月日を入力してください。 →例)平成30年10月0日 →例)令和2年10月0日
文字数字入力	■初回の登録年月日を入力してください。 →例)昭和0年0月0日 →例)平成0年0月0日
半角数字入力	■「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録がある方は、承認番号を入力してください。 →承認番号は、6桁の数字を半角で直接入力してください。
半角数字入力	■郵便番号を半角数字で入力してください。 →例)541-00XX
リフト選択	■都道府県をリフトから選択してください。
全角文字入力	■都道府県以下を全角文字で入力してください。 →例)大阪市中央区本町0-0-0
全角文字入力	■名称を全角文字で入力してください。 →例)株式会社 ○○不動産 大阪支店
全角文字入力	■受任者役職名及び氏名を全角文字で入力してください。 →例)支店長 ○○ ○○
全角文字入力	■代表者役職名及び氏名のフリガナを全角文字で入力してください。 →例)ダイヒョウトリシヤリヤク ○○○○ ○○○ →例)ダイヒョウシヤ ○○○○ ○○○○
半角数字入力	■電話番号を半角数字で入力してください。 →例)06-6484-XXXX
半角数字入力	■FAX番号を半角数字で入力してください。 →例)06-6484-XXXX
半角数字入力	■Mailアドレスを半角数字で入力してください。 →例)abcd1234XXX@city.osaka.lg.jp

本店が遠隔地である等の理由により受任者を設ける場合は、支店長、営業所長又はこれに準ずる地位以上の方(支配人)に限ります。

不動産鑑定士有資格者情報（入力例）

不動産鑑定士有資格者情報						
次のとおり、在籍する不動産鑑定士を届出ます。						
※ 本市と契約を結ぶ事務所に勤務する不動産鑑定士有資格者（2次試験合格者、鑑定士補含む）のみを入力してください。						
※ 専任の不動産鑑定士にあっては、「専任欄」に○を選択し、鑑定士補にあっては、「士補欄」に○を選択してください。						
※ 年齢は、申請日時点とし、リストから選択してください。						
番号	氏名	登録番号	登録年月日	年齢	専任	士補
1	〇〇 〇〇	XXXXXX	昭和 年 月 日	54歳	○	
2	〇〇 〇〇	XXXXXX	平成 年 月 日	48歳		
3	〇〇 〇〇	XXXXXX	平成 年 月 日	40歳		○
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						

半角で入力ください。

年齢については、リストから選択

○については、リストから選択

鑑定評価業務対応可否登録（入力例）

鑑定評価業務対応可否登録			
次のとおり、対応可能な鑑定評価業務を届出ます。			
不動産を取得や処分する場合の評価にあたっては、下記の評価基準に則った鑑定評価を求めるとなります。			
当該案件発注時において、業者選定の対象とするか否かの参考としますので、登録を行ってください。（対応可の場合は、○を選択し、対応不可の場合は、×を選択）			
区分	処分等(売却・貸付など)		取得等(買収・借入など)
A	評価	不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価	公共用地の取得に伴う損失補償基準並びに司細則(土地評価事務処理要綱等)に則った鑑定評価
	求める価格又は賃料の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 正常価格</li> <li>◆ 限定価格</li> <li>◆ 区分地上権の正常価格</li> <li>◆ 新規賃料、継続賃料</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 更地としての正常価格(原則)</li> <li>◆ 区分地上権の正常価格</li> <li>◆ 新規賃料、継続賃料</li> </ul> など
	求める評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 標準地比率評価法(取引事例比較法)</li> <li>◆ 収益還元法</li> <li>◆ 原価法</li> <li>◆ 開発法</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 標準地比率評価法(原則)(取引事例比較法)</li> <li>◆ 収益還元法(原則(参考として求める))</li> <li>◆ 原価法(原則(参考として求める))</li> </ul> など
対応の可否を○か×で選択	○		○
本市の調査で減価要因となる下記事項が確認されている場合、鑑定評価業務の中で、費用(減価率)算定を行っていただく必要があります。また、その算定した内容の説明ができる資料を求めています。（なお、業務委託料は、本市が定めた算定基準(不動産鑑定報酬)の鑑定評価額及び類型等に応じて決定するため、この算定を委託者が外部に依頼し費用が発生した場合でも個別対応を行っていません。）			
こうしたことから、予め対応の可否を登録いただくことで、当該案件発注時において、業者選定の対象とするか否かの参考としますので、登録を行ってください。（算定の有無に関わらず対応可の場合は、○を選択し、対応不可の場合は、×を選択）			
B	減価を考慮した評価	<b>■ 土壌汚染対策費用(減価率)</b> ・本市が実施した指定調査機関による土壌汚染調査の結果、汚染が判明し形質変更時費用届出区域に指定されている場合の復土等費用の算定	<b>■ 建物解体撤去等費用</b> ・建物及び工作物等を現状有姿で売却する際に本市が調査・準備した建物図面等を提示した場合の撤去等にかかる費用の算定  ・本市が実施した目視及び建物図面によるアスベスト調査や、専門機関によるアスベスト含有調査の結果を提示した場合の撤去等にかかる費用の算定
		<b>■ 地下埋設物撤去等費用</b> ・本市が解体した建物の残存基礎がわかる図面を提示した場合や、地中埋設物調査等の専門会社による調査結果から、埋設量等を提示した場合の撤去等費用の算定  ・本市が行った埋蔵文化財試掘調査において、本掘調査が必要であると判断された土地について、本掘調査にかかる概算費用を示した場合の費用の算定	
対応の可否を○か×で選択	×	○	×

対応の可否を○か×でリストから選択  
 ※5 か所（黄色のセル）に必ず○か×の選択を行ってください。

業務実績（入力例）

不動産鑑定評価の業務実績(大阪市24区)

次の評価時点における業務実績を報告いたします。

なお、この不動産鑑定評価の業務実績に記載している事項については、すべて事実と相違ありません。

評価時点(2018年1月1日～2018年12月31日)

行政区	実績の有無 (リスト選択)	評価土地所在地番等	依頼者または依頼内容 (リスト選択)	評価年	評価時点
大阪市北区	○	地価公示10地点	1：地価公示の案件	2018年	2018年1月1日
大阪市都島区	○	相続税路線価10地点	2：相続税路線価の案件	2018年	2018年2月1日
大阪市福島区	○	地価調査10地点	3：地価調査の案件	2018年	2018年7月1日
大阪市此花区	○	固定資産税評価10地点	4：固定資産税のための不動産評価の案件	2018年	2018年1月1日
大阪市中央区	×			2018年	
大阪市西区	×			2018年	
大阪市港区	×			2018年	
大阪市大正区	×			2018年	
大阪市天王寺区	×			2018年	
大阪市浪速区	○	浪速区戎本町1丁目○番○号	8：裁判所、国税局、大阪市以外の地方自治体の案件	2018年	2018年○月○日
大阪市西淀川区	○	西淀川区歌島2丁目○番○号	9：外郭団体や民間等の案件	2018年	2018年○月○日
大阪市淀川区	○	淀川区西三国1丁目ほか5地点	5：大阪市契約管財局の路線価設定の案件	2018年	2018年○月○日
大阪市東淀川区	×			2018年	
大阪市東成区	×			2018年	
大阪市生野区	×			2018年	
大阪市旭区	×			2018年	
大阪市城東区	×			2018年	
大阪市鶴見区	×			2018年	
大阪市阿倍野区	×			2018年	
大阪市住之江区	×			2018年	
大阪市住吉区	×			2018年	
大阪市東住吉区	×			2018年	
大阪市平野区	×			2018年	
大阪市西成区	×			2018年	

業務（受託）実績をリストから選択してください。

- 1：地価公示の案件
- 2：相続税路線価の案件
- 3：地価調査の案件
- 4：固定資産税のための不動産評価の案件
- 5：大阪市契約管財局の路線価設定（標準地評価）の案件
- 6：大阪市契約管財局の路線価設定を除く案件
- 7：大阪市契約管財局以外の局からの案件
- 8：裁判所、国税局、大阪市以外の地方自治体の案件
- 9：外郭団体や民間等の案件（上記以外）

実績の有無をリストから選択  
有の場合は、「○」  
無の場合は、「×」

不動産鑑定評価等業務委託登録申請書（記載例）

不動産鑑定業者登録申請書	
大阪市契約管財局長 様	
<p>契約管財局不動産鑑定業者登録資格審査申請要領(令和3・4・5年度)の内容を承知したうえで、次に掲げる事項を誓約し、貴局の不動産鑑定評価業務を受託するための不動産鑑定業者登録者名簿(有効期限:令和6年3月31日)への登録を申請します。</p> <p>なお、本申請について提出する書類の内容が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。</p>	
誓約事項	内 容
誓約事項1	大阪市税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項2	大阪府税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項3	消費税及び地方消費税を完納しています。
誓約事項4	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に掲げる措置要件に該当する行為を行いません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による措置を受けた場合は、同要綱に基づく公表がされることを承諾します。
誓約事項5	鑑定評価業務（対象不動産の現地調査、鑑定評価書、意見書作成など）については、業務委託（請負契約）を締結し業務を実施します。
誓約事項6	不動産鑑定業者登録のために提出した情報を、大阪市契約管財局以外の所属の契約事務や他の官公庁から照会があれば情報提供されることを承諾します。
(申請者)	<p>正しく記載されているか確認してください。</p> <p>※申請者基本情報から連携されています。</p> <p>誤りや漏れがあった場合は再提出をお願いすることとなります</p>
住所または事務所所在地	大阪市中央区本町〇-〇-〇
商号または名称	株式会社 〇〇不動産鑑定 大阪支店
代表者役職名 及び氏名	支店長 〇〇 〇〇
登録Mailアドレス	abcd1234XXX@city.osaka.lg.jp
大阪市入札参加有資格 者名簿承認番号	登録なし



使用印鑑届（記載例）

使用印鑑届	
大阪市契約管財局長 様	
(届出者)	
商号または名称	株式会社 ○○不動産鑑定
代表者役職名 及び氏名	代表取締役 ○○ ○○
受任者役職名 及び氏名	支店長 ○○ ○○

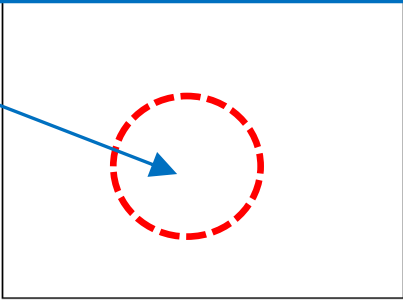
正しく記載されているか確認してください。  
※申請者基本情報から連携されています。

次のとおり、見積り、契約の締結(変更、解除含む)、代金の請求及び受領に際して使用します、使用印を届出ます。

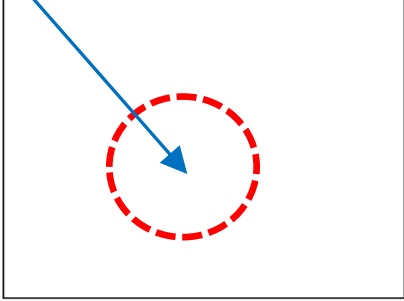
なお、受任者を設けている場合は、受任者に上記権限を委任します。

**「代表者の印、受任者を設定している場合は受任者の印」**  
 ※実印を使用印鑑とする場合には実印を、実印以外の職印等を使用する場合はその印を押印してください。(受任者を設ける場合は受任者印が使用印となります。)  
 ※会社名など商号のみ、部署名などの印などは使用不可です。鮮明に押印してください。

**「代表者の実印」**  
 ※印鑑登録された実印（法務局、市区町村長が証明する代表者等の印鑑）を鮮明に押印してください。



使用印



実印

※ 使用印は代表者の役職名又は氏名等が表示されたものに限ります。(ただし、受任者を設けている場合は受任者の役職名又は氏名等が表示されたものに限ります。)

※ 両印のいずれかに変更が生じた場合は、速やかに届出を行ってください。

## 算定基準(不動産鑑定報酬)

※この算定基準は、令和3年1月時点の情報を掲載しております。  
※また、今後見直しが必要と判断する場合は、改正を行うこともあります。

本契約の不動産鑑定報酬に関する算定基準を次のように定める。

### (基本鑑定報酬額)

- 1 基本鑑定報酬額は、一つの鑑定評価の対象となる不動産等の類型につき、別表に定める額とする。  
(複数地点評価の割引)
- 2 近隣地域又は同一需給圏内の類似地域に所在する複数地点の鑑定評価で、資料を共通とする場合の鑑定報酬額は、評価額の大きさにより、第2番目以下の地点について、次の率により割引く。

割引の対象となる地点	割引率
評価額の大きさが第2及び第3番目の地点	20%
〃 第4から第6番目までの地点	30%
〃 第7から第10番目までの地点	40%
〃 第11番目以下の地点	50%

### (技術料)

- 3 過去時点評価(1年以上過去の時点のもの)の評価)その他特に技術力を必要とする評価については、1又は2の鑑定報酬額に、その30%相当額を加算できる。

### (意見等)

- 4 公共用地の取得に伴う損失補償基準細則(昭和38年3月7日用地対策連絡会決定)別記一土地評価事務処理要領第8条等の意見等を求める場合、一地域(近隣地域又は類似地域)につき40,000円。なお、意見等の「等」には時点修正率を含む。

### (割増料)

- 5 次の場合には、1又は2の鑑定報酬額に、それぞれ次に定める額を割増料として加算することができる。

#### ① 遠隔地割増し

評価対象不動産が遠隔地に所在する等評価にあたって宿泊を要する場合には、1又は2の鑑定報酬額の30%相当額以内の額。

#### ② 項目の増加

同一不動産等につき、複数の鑑定評価額を求める場合(例えば、完全所有権評価額に追加して、借地権評価額、底地評価額、過去時点評価額等を求める場合等)には、1項目増加ごとに1又は2の鑑定報酬額の30%相当額(評価項目が別表分類(A-G)のうち2種類以上にわたる場合には、より高い種類の鑑定報酬額を基本とし、その他の増加項目に該当する種類の鑑定報酬額の30%相当額を加算)

#### ③ 特に急を要する場合

短期間で鑑定評価書の交付を求める場合には、1又は2の鑑定報酬額の30%相当額以内の額。

#### ④ 耕作権の場合

耕作権の鑑定報酬額を求める場合には、「C農地、林地、原野、池沼、墓地、雑種地の所有権、家賃」の鑑定報酬額の10%相当額。

### (端数計算)

- 6 1から5までにより算定した鑑定報酬額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

### (消費税)

- 7 1から6までにより算定した鑑定報酬額に消費税相当分を加算するもの。

### (旅費)

- 8 評価対象不動産が80km以上にある場合、その他交通事情を考慮して旅費が必要と認められる場合には、国家公務員等の旅費に関する法律(行政職(一)6~3級相当)及び国家公務員旅費支給規程に基づく算定方法に準じて算定した旅費の額。

別表 基本鑑定報酬額表

(単位:円)

類型	A	B	C	D	E	F	G
評価額	宅地又は建物の 所有権	宅地見込地の所 有権	農地、林地、原 野、池沼、墓地、 雑種地所有権及 び家賃	宅地の借地権、 底地(貸地)の所 有権、地役権	区分地上権及び 地代	自用の建物及び その敷地の所有 権	建物の区分所有 権
5百万円まで	161,000	208,000	314,000	155,000	208,000	210,000	204,000
10百万円まで		260,000	368,000	180,000	234,000	236,000	230,000
15百万円まで	174,000	337,000	446,000	219,000	286,000	275,000	280,000
20百万円まで	181,000	362,000	458,000	229,000	313,000	277,000	313,000
25百万円まで	199,000	398,000	494,000	253,000	349,000	301,000	349,000
30百万円まで	211,000	422,000	518,000	277,000	373,000	325,000	373,000
40百万円まで	229,000	458,000	554,000	313,000	410,000	362,000	410,000
50百万円まで	253,000	494,000	590,000	349,000	446,000	398,000	446,000
60百万円まで	277,000	518,000	614,000	373,000	470,000	422,000	470,000
80百万円まで	313,000	554,000	651,000	410,000	506,000	458,000	506,000
100百万円まで	351,000	592,000	689,000	448,000	544,000	496,000	544,000
120百万円まで	379,000	620,000	717,000	476,000	572,000	524,000	572,000
150百万円まで	413,000	654,000	751,000	510,000	606,000	558,000	606,000
180百万円まで	449,000	685,000	781,000	540,000	637,000	588,000	637,000
210百万円まで	478,000	704,000	800,000	559,000	656,000	607,000	656,000
240百万円まで	507,000	724,000	820,000	579,000	676,000	627,000	676,000
270百万円まで	536,000	743,000	839,000	598,000	695,000	646,000	695,000
300百万円まで	564,000	762,000	858,000	617,000	714,000	665,000	714,000
350百万円まで	589,000	787,000	880,000	643,000	739,000	691,000	739,000
400百万円まで	611,000	819,000	904,000	673,000	770,000	722,000	770,000
450百万円まで	632,000	851,000	928,000	704,000	802,000	753,000	802,000
500百万円まで	654,000	882,000	952,000	734,000	833,000	784,000	833,000
550百万円まで	676,000	914,000	977,000	765,000	864,000	815,000	864,000
600百万円まで	698,000	946,000	1,001,000	795,000	896,000	845,000	896,000
700百万円まで	721,000	979,000	1,030,000	827,000	928,000	877,000	928,000
800百万円まで	744,000	1,013,000	1,064,000	860,000	962,000	910,000	962,000
900百万円まで	768,000	1,047,000	1,099,000	893,000	995,000	944,000	995,000
1,000百万円まで	791,000	1,081,000	1,133,000	926,000	1,029,000	977,000	1,029,000
1,100百万円まで	814,000	1,116,000	1,168,000	959,000	1,063,000	1,010,000	1,063,000
1,200百万円まで	837,000	1,150,000	1,203,000	991,000	1,097,000	1,044,000	1,097,000
1,200百万円を超え 2,500百万円までの もの	837千円に1億 円ごとに	1,150千円に1億 円ごとに	1,203千円に1億 円ごとに	991千円に1億 円ごとに	1,097千円に1億 円ごとに	1,044千円に1億 円ごとに	1,097千円に1億 円ごとに
	19千円を加算	26千円を加算	22千円を加算	20千円を加算	21千円を加算	21千円を加算	21千円を加算
2,500百万円を超え 5,000百万円までの もの	1,084千円に1億 円ごとに	1,488千円に1億 円ごとに	1,489千円に1億 円ごとに	1,251千円に1億 円ごとに	1,370千円に1億 円ごとに	1,317千円に1億 円ごとに	1,370千円に1億 円ごとに
	14千円を加算	17千円を加算	17千円を加算	14千円を加算	14千円を加算	14千円を加算	14千円を加算
5,000百万円を超え 10,000百万円まで のもの	1,434千円に1億 円ごとに	1,913千円に1億 円ごとに	1,914千円に1億 円ごとに	1,601千円に1億 円ごとに	1,720千円に1億 円ごとに	1,667千円に1億 円ごとに	1,720千円に1億 円ごとに
	8千円を加算	12千円を加算	12千円を加算	8千円を加算	8千円を加算	8千円を加算	8千円を加算
10,000百万円を超 え50,000百万円ま でのもの	1,834千円に1億 円ごとに	2,513千円に1億 円ごとに	2,514千円に1億 円ごとに	2,001千円に1億 円ごとに	2,120千円に1億 円ごとに	2,067千円に1億 円ごとに	2,120千円に1億 円ごとに
	5千円を加算	7千円を加算	7千円を加算	5千円を加算	5千円を加算	5千円を加算	5千円を加算
50,000百万円を超 えるもの	3,834千円に1億 円ごとに	5,313千円に1億 円ごとに	5,314千円に1億 円ごとに	4,001千円に1億 円ごとに	4,120千円に1億 円ごとに	4,067千円に1億 円ごとに	4,120千円に1億 円ごとに
	4千円を加算	6千円を加算	6千円を加算	4千円を加算	4千円を加算	4千円を加算	4千円を加算

(注)評価額とは、各類型に係る対象不動産にその所有権を制限する権利が存在しないとした場合における当該不動産の所有権の鑑定評価額。

よくある質問と回答

関連	質 問	回 答
全般	現在、登録しています。継続して登録するには、申請はどのようにすればよいか。（申請は必要ないですか。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在登録いただいている資格有効期限は令和3年3月31日までです。</li> <li>・ 令和3年4月以降も引き続き登録を希望する場合は、定期受付期間内に申請を行ってください。</li> </ul> <p>大阪市トップページ &gt; 産業・ビジネス &gt; 入札契約情報 &gt; 各局等入札契約情報 &gt; 契約管財局 &gt; <a href="#">入札・契約のお知らせ</a></p>
全般	新たに申請したいのですが、どのようにすればいいですか。	<p>【令和3年4月1日登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年4月1日より登録を行いたい方は、定期受付期間内（令和3年2月26日（金）まで）に申請を行ってください。</li> </ul> <p>【令和3年4月1日以降の登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月（令和3年4月から令和5年12月まで）、随時の申請受付を行っておりますので、申請を行ってください。</li> <li>・ 申請及び提出書類の受理月（すべてが揃った時点）の翌々月の第1開庁日に登録を行います。</li> </ul>
P.2	「2 誓約事項」について、証する書類の提出を求められる場合がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録申請時に提出を求めることはありませんが、後日、本市が必要と認める場合には、提出を求める場合があります。</li> </ul>
P.7	「6 鑑定評価業務対応可否登録」において記載のある、減価を考慮した評価（土壌汚染対策・建物解体撤去等・地下埋設物撤去等）は、外部の専門家等に一部調査等を依頼してもよいか。また、費用は負担いただけるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査等を依頼し、報告書を基に鑑定評価していただいて結構です。</li> <li>・ なお、業務委託料は、本市が定めた算定基準（不動産鑑定報酬）（P.17、18 参照）の鑑定評価額及び類型等に応じて決定するため、この算定を受託者が外部に依頼し費用が発生した場合でも個別対応はしません。</li> </ul>
P.7	鑑定評価業務対応可否登録の登録状況で資格審査に影響はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不動産鑑定業者登録資格審査の可否に影響しません。</li> <li>・ 当局が委託する鑑定評価業務の内容（取得や処分、減価を考慮した評価の有無など）から、対応可として登録のある者に絞り、その中から業者選定を行います。</li> </ul>
P.8	不動産鑑定評価の業務実績について、大阪市行政区及び他市町村とも、3年間分すべての実績を記載する必要がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一行政区や同一市町村において複数の実績がある場合は、代表的な受託実績をひとつ選ぶ以外は、すべての実績を記載してください。</li> </ul>
P.11	不動産鑑定業者登録（国土交通省大臣登録又は都道府県知事登録）を更新した場合には、届け出の必要はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに届け出る必要はありませんが、本市が必要と認める場合には、提出を求める場合があります。</li> </ul>
P.12	不動産鑑定士有資格者情報には、大阪市と契約を結ぶ事務所に在籍するすべての不動産鑑定士有資格者の氏名を記載する必要がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市と契約を結ぶ事務所に在籍するすべての不動産鑑定士有資格者の氏名等を記載してください。</li> </ul>

## 申請についてのお問い合わせ

申請について不明な点は、下記にお問い合わせください。

申請の内容に関すること	電話 06-6484-5156 〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館8階 大阪市契約管財局管財部管財課管財グループ
-------------	---

令和3・4・5年度 契約管財局不動産鑑定業者登録資格審査申請要領 第1版

# 大阪市契約管財局